

公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方検証等に関する実施細目

本事業については、シェアサイクル等による市民等の移動利便性や利用普及の更なる向上が期待される公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方を検証するとともに、より安全で快適な利用環境を創出することを目的とする。

本事業実施にあたっては、必要な事項を本実施細目で定め、協定書に定めるもののほかは、この実施細目に従って進めるものとする。

1 事業の内容（検証の内容）

乙は、本事業として下記の事項を実施すること。

- ・ 本事業にあたり、公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方の効果的・効率的な検証実施に向けて、甲及び参画する全ての協働事業者と連携・協力して実施する。
- ・ 予め事業実施の方法・運用ルール（台数制限、協働事業者間の自転車混在の防止、放置自転車対策）等をまとめるとともに、ポート共同利用（複数事業者の車両乗り入れ）により、多くの利用者が容易に利用でき、地域的かつ柔軟な移動に適したポートを設置すること。また、自転車等（電動アシスト自転車、一般型自転車及び電動キックボードで多くの方が利用できる移動に適したもの。以下、「本事業車両」という。）を導入し、市民や来街者の移動のために広く利用される交通手段として供すること。
- ・ 自転車等の利用は有償とし、料金を収受して本事業によるポートの設置や維持管理及び検証作業に係る経費等に充てること。
- ・ 料金の収受、乗降が円滑に行えるようにＩＣＴ等を積極的に活用した運営システムを導入すること。
- ・ 検証結果として、ポート共同利用導入の効果を示すデータを甲に無償で提供すること。

2 実施期間

令和８年４月１日 ～ 令和９年３月３１日

- ・ 十分な検証結果が得られない等の状況により、甲乙合意の上で期間を延長する場合がある。

3 料金、付帯事業

- ・ 乙は、利用者が利用しやすい適切な料金設定を行うこと。
- ・ 乙は、保証金を徴収する場合、本事業期間の終了等を理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- ・ 乙は、料金設定を本事業期間中に変更する場合は、あらかじめ書面により甲に通知し、必要に応じて変更理由を甲へ説明すること。
- ・ 乙は、本事業に付帯又は本事業から派生する内容がある場合は、あらかじめ書面により甲に通知し、説明すること。

4 利用方法

- ・ 乙は、利用者が任意のポートから本事業車両の利用を開始し、利用終了時には別のポートでも返却が可能なシステムとすること。

(別紙)

- ・ 乙が導入する利用システムは、I C T等を積極的に活用し、市内在住者、通勤・通学者、来街者等、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。

5 本事業車両・ポートの仕様

- ・ 乙が導入する本事業車両は、制御装置（ブレーキ）や警音器を備える等、道路交通法等の関係法令に適合した車両（国家公安委員会の型式認定を受けた車両等）とすること。
- ・ 乙が設置するポートは、共同利用に向けた検証を行うものであり、参画する協働事業者各社と協議・調整の上、車両乗り入れをさせること。
- ・ 本事業車両の種類により車輪止め装置や区画線を設置する等、ポート設置場所かつ共同利用であることが分かりやすく、周囲の安全に配慮した構造とすること。
- ・ 本事業車両やポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ・ ポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。本事業車両の駐輪台数が収容可能台数を超えることのないよう適切な管理（車両の整理・回収及び再配置）に努めること。
- ・ ポートの設備は設置及び撤去が容易なものとし、緊急時には直ちに撤去すること。
- ・ ポートに電源が必要な場合は、事業者の責任で電力会社と協議し、工事、電気使用料等の費用を負担すること。
- ・ 本事業車両及びポートは、技術・専門知識を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・ ポート内には、利用約款、設置者、連絡先等を表示した案内看板等を設置すること。また、表示しきれない場合には掲載場所を案内すること。
- ・ 本事業終了に伴い、設置したポート、その他の設備は全て撤去し、原状回復すること。

6 ポート候補地

公募時点での、ポート候補地は、別表「ポート候補地一覧（大阪市北区・此花区・住之江区）」に示す公有財産とし、本事業を目的に無償で提供する。ただし、別表に示すポート候補地の設置箇所・使用面積・駐輪可能台数等については、甲や各施設管理者及び関係部署等との調整により決定するとともに、当該調整の結果、ポート候補地を変更する場合もある。

また、公有財産のうち行政財産については、目的外使用許可申請を前提としており、必ずしも本実施細目に基づいて許可されるものではない。

- ・ 別紙に示すポート候補地以外の民間ポートの設置及び民間ポートの利用状況等、公共用地でのポートとの関係性を検証する場合には、乙が民間用地所有者等関係先へ交渉等を行い、乙の責任と負担において行うこと。
- ・ 乙は、本事業の有効性を高めるために、別紙ポート候補地以外に公共用地でポートの設置が必要な場合、甲や各施設管理者及び関係部署等との調整の上、ポートの設置、変更等を行うことができる。
- ・ 乙は、本事業期間中、イベント・安全性等の理由により、公共用地に設置したポートの撤去が必要な場合は、甲との協議の上、これを撤去することができる。また、甲による工事等の理由により、ポートの撤去指示があった場合は、それに従うこと。
- ・ 本事業を原因とし、第三者への支障が生じた場合には、甲は、乙の公有財産の使用中止を命ずることができる。

7 運営方法

- ・ 運営にあたっては、必要な人員を確保する等、運営体制を整え、事業を円滑に進めること。
- ・ 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- ・ 配置している本事業車両の台数に偏りが生じた場合は、適切な台数となるよう、ポート間での車両の再配置を行うこと。
- ・ 本事業車両がポート以外の場所に放置された場合には、確認次第、速やかに回収するとともに、本事業と関係ない車両の違法駐車・放置等が誘発されないよう、十分配慮すること。
- ・ 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応し、適宜報告すること。
- ・ 利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること。
- ・ 利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ・ 利用者が本事業車両利用の際の交通ルールやヘルメット着用等の交通安全啓発を行うこと。
- ・ 本事業車両の防犯・盗難対策を行うこと。
- ・ 公共用地でのポート設置や事業の運営にあたっては、本事業車両の接触による公有財産及び公有財産に付属する舗装、設備、備品等の破損等を発生させないよう十分配慮すること。
- ・ 第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理するとともに、対応状況・対応記録を適宜報告すること。

8 結果報告

- (1) 乙は、本事業の目的を鑑み、ポートの設置・共同利用運営・利用状況・運営収支・その他の事業運営等に係る各種データの収集、整理、分析し、その結果を報告すること。
- (2) 乙は、利用者に対し、利用目的、利用頻度及び利用満足度、交通行動の変化等に係るアンケート調査を実施し、その結果を報告すること。
- (3) 乙は、下記報告書を作成し、甲に提出すること。

報告書	提出時期	内 容
定期（月次） 報告書	実施月の翌月15日 まで	月ごとの利用（貸出・返却）・公共用地のポート内での乗り換え状況等 その他、指定する事項
定期（四半 期）報告書	各四半期終了から 30日以内	四半期ごとの利用（貸出・返却）・公共用地のポート内での乗り換え状況等（第4四半期については年度ごとの実施・利用、同一ポート内での乗り換え、運営収支、利用者アンケート結果もあわせて報告すること。）
中間報告書	令和8年10月末	令和8年9月までの利用（貸出・返却）・公共用地のポート内での乗り換え状況等、運営収支、各種データ、運営課題・問題点等
最終報告書	終了後30日以内 （別に定めのある 場合を除く。）	本事業期間すべての利用（貸出・返却）・公共用地のポート内での乗り換え状況等、運営収支、利用者アンケート結果各種データ、運営課題・問題点、ポート共同利用の評価等

別表 ポート候補地一覧

01 北区		
No.	名称	所在地
1	北区役所・北区民センター	大阪市北区扇町 2 - 1 - 27
2	大淀コミュニティセンター	大阪市北区本庄東 3 - 8 - 2
3	北スポーツセンター	大阪市北区中津 3 - 4 - 27
4	堂島公園	大阪市北区堂島浜 1 - 2
5	西梅田公園	大阪市北区梅田 2 - 6
6	中之島公園	大阪市北区中之島 1 - 1

02 此花区		
No.	名称	所在地
1	此花区役所	大阪市此花区春日出北 1 - 8 - 4
2	此花区民一休ホール	大阪市此花区四貫島 1 - 1 - 18

03 住之江区		
No.	名称	所在地
1	住之江区役所	大阪市住之江区御崎 3 - 1 - 17
2	住之江区保健福祉センター分館	大阪市住之江区浜口東 3 - 5 - 16